

別表 3

## 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料

(令和 6 年 4 月現在)

床面積 (A) の合計 (㎡)	手数料金額 (円)			
	モデル建物法		標準入力法等	
	別表分類A	左記以外	別表分類A	左記以外
$A < 300$	50,000	30,000	100,000	70,000
$300 \leq A < 1,000$	80,000	50,000	170,000	110,000
$1,000 \leq A < 2,000$	100,000	70,000	210,000	140,000
$2,000 \leq A < 5,000$	170,000	120,000	330,000	220,000
$5,000 \leq A < 10,000$	260,000	180,000	470,000	320,000
$10,000 \leq A < 25,000$	320,000	210,000	560,000	370,000
$25,000 \leq A < 50,000$	370,000	260,000	670,000	440,000

## 備考

- ア) 一次エネルギー消費量の算定対象としない部分がある場合  
⇒当該部分を除いた面積
- イ) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更申請手数料  
⇒当該手数料の半額
- ウ) 軽微な変更に関する証明書の交付手数料  
⇒当該手数料の半額
- エ) 確認申請と建築物エネルギー消費性能適合性判定を同時に申請する際は、確認申請手数料及び、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の合計金額とする。
- オ) 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合  
⇒一律 20,000 円
- カ) 一つの棟に用途分類が複数ある場合  
⇒一部でも A 種が含まれるときは別表分類 A
- キ) 増改築の場合、既存部分を含めた面積で計算  
ただし既存部分の BEI にデフォルト値を採用する場合  
⇒増改築部分の非住宅部分の用途・面積
- ク) 適合性判定通知書及び軽微変更該当証明書に係る記載事項証明の手数料  
⇒一律 1,000 円

別表4 用途分類：確認申請書第四面に記載する用途区分により以下の分類とする。

(1)A 分類

分類	用途	区分コード
A	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
	児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。次項において同じ。） （入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又は バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
ダンスホール	08590	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、スト リップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら 性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗そ の他これらに類するもの	08600	

## (2)B 分類

分類	用途	区分コード
B	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452	

理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）	08650

### (3)C 分類

分類	用途	区分コード
C	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	自動車教習所	08410
	畜舎	08420

堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
自動車車庫	08490
自転車駐輪場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

※その他（08990）は、ご相談ください。